

江原河畔劇場
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

第5版

2023年4月29日

有限会社アゴラ企画

○本ガイドラインの趣旨

一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第9版)」の公表に伴い、第6版を作成した。

上記に準じ、感染症対策は継続した上で、規制の緩和、文言の変更などを行った。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する最新の知見等を踏まえ随時見直すこととする。

○策定方法

有限会社アゴラ企画が専門家の知見をもとに策定した。

政府の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」中にある「各業種のガイドライン等の作成にあたって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら各業界団体が出しているガイドラインも参考にしている。

○本ガイドラインの内容

- (1) 劇場における対策
- (2) 来場者に関する感染防止策
- (3) 施設管理者に関する感染防止策

(1) 劇場における対策

① 公演実施の前提

- ・稽古中は各種ガイドライン等を参照し、十分な感染症対策を行うよう努めること。
- ・出演者・スタッフは健康を守ることを第一と考え、体調が悪い(かもしれない)と感じた場合には、カンパニーの代表者に報告の上、気兼ねせずに休む。
- ・可能な限り公演関係者のワクチン接種を推奨する。ただし、ワクチン接種は個人の自由意思による選択であること、また事情により接種できないことへの配慮を行う。
- ・各カンパニー・制作者においては、体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を構築すること。
- ・万一感染者が出て、稽古・公演に中止を含む支障が出た場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・公演の続行・休止・中止についてはカンパニーが責任を持って決定し、公演の進行に支障がある場合は劇場へ報告する。
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した者と、発症2日前から隔離開始までの期間に濃厚接触した可能性がある場合は、カンパニーの代表者に伝え、カンパニーが劇場に速やかに申し出る。
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者は帰国、入国から7日以上経過した後、参加とする。
- ・マスク着用については、基本的には推奨とするが個人の判断に委ねる。その際、如何なる個人の判断も尊重される環境づくりに努める。

② 入館時

- ・平熱と比べて高い熱(平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上)がある場合や体調に異変がある場合は、施設内には立ち入らない。
- ・入館時は手指消毒を行う。

③ 劇場内

- ・舞台稽古・劇場仕込み・撤去において、十分な時間を設定し、適度に換気の時間を設ける。
- ・劇場内の不特定多数が高頻度で触れる箇所は、開場前に必ず消毒を行う。またなるべく道具ごと、機材ごとに担当を決め、担当以外が扱わないようにする。

④ 楽屋

- ・楽屋内は常時換気を実施する。
- ・鏡前は、人と人が触れ合わない距離での間隔を空けるように心がけるなど、上演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。
- ・楽屋内の手すり、ドアノブ、机、いすなどの高頻度で触れる箇所は定期的に消毒を行う
- ・ヘアメイク道具は共用で使用しない。
- ・出演者、スタッフにおいてはマット、カップなどの共有を避け、管理、洗浄、消毒は各自責任を持って行う。
- ・トイレは各自ハンドタオルを持参するか、ペーパータオルを使用する。またトイレの蓋は、蓋をして水を流す。

⑤ 食事・ケータリング

- ・ケータリングでは使い捨ての紙コップ・紙皿などを使用する。自身のみが使うカップ・タンブラー等を持参・使用する場合は、各自管理する。
- ・ケータリングの飲食前に、必ず手洗いや手指消毒を行う。
- ・水回りや洗い物はタオル等を共有せず、ペーパータオルを使用する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は正しいマスク着用を推奨する。また、作業後は手洗いや手指消毒を行う。

⑥ 連絡系統

- ・公演前後に陽性者が発生した場合に速やかに連絡ができるよう、各出演者・スタッフ(仕込み撤去の増員／受付人員なども含む)の連絡先をカンパニーが把握する。

⑦ 舞台・客席の設定

- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また公演中についても適切な換気を行う。

⑧ 受付、ロビー

- ・対面で受付・販売を行う場合、スタッフは正しいマスクの着用・手指消毒を徹底する。
- ・テーブル、いす等不特定多数が高頻度で触れる箇所の消毒を行う。
- ・受付中は、ガラス扉、シャッター・ビニールカーテンの2方向を同時に開放し、必要に応じてサーキュレーターを回し、常時換気を実施する。
- ・整列をする必要がある時は、人と人が触れ合わない距離での間隔を確保できる工夫をする。
- ・終演後の出演者と来場者の面会は中止とする。

⑨ 感染が疑われる場合

- ・現場にて発熱など〃を訴えた者や、体調が〃悪い者か〃見出された場合、速やかに PCR 検査もしくは抗原検査を行い、当該者の状態を把握する。
- ・陽性か〃確認された者は、一旦活動を控え、地域の状況に応じ〃て政府の方針に従うこと。カンパニーは一度立ち止まり、稽古及び〃公演が〃安全・安心に進められる状態か確認する。継続で〃きる場合で〃も、キャスト・スタッフの安全と健康を最大限考慮して再開する。
- ・陽性者発覚直後に行った、公演関係者への PCR 検査の結果が〃陰性でも、潜伏期間など〃により発症まで〃数日を要することもあるため、経過を注視する。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・体調不良者が出た場合、速やかに劇場へ報告し、抗原検査キットの活用やPCR検査を検討する。
- ・体調不良者は、抗原検査キットや PCR 検査などの結果が陰性であった場合、体調の改善を待ち、総合的に復帰の判断をする。

- ・公演関係者に感染が疑われ、保健所の聞き取り調査がある場合これに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・万が一、感染が発生した場合は、感染した方の人権を守る配慮を行う。

上記、すべての内容を参加者全員に周知徹底する。

(2) 来場者に関する感染防止策

① 公演前の対策

- ・公演中止などに備えて、チケットシステム等により公演ごとに、来場者の氏名、及び緊急連絡先の把握に努める。
- ・チケット発売に先駆けて、感染予防策、注意事項等を周知するように努める。

※場内で「のマスク着用については、2023年3月13日以降、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、劇場で「のマスク着用について個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、現場の形態が大きく異なることを考慮し、劇場との協議を経て、カンパニーの判断で着用の推奨を継続することもできる事とする。その場合は、事前に来場者へ十分な告知を行うことを徹底し、マスク着用において如何なる個人の判断も尊重される環境づくりに努めること。

② 公演当日の対策

1) 周知・広報

感染予防のため、劇場と協力の上、来場者に対して以下の周知をする。

- ・手指の消毒や咳エチケットの徹底。
 - ・人と人が触れ合わない距離での間隔を確保すること。
 - ・大声での長時間の会話は控えること。飲食時は黙食とすること。
- ・下記の症状に該当する場合には来場を控えること。
平熱と比べて高い熱(平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上)の発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

2) 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 検温の結果、平熱と比べて高い熱(平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上)の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去1週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

3)公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、大声または長時間の会話の抑制等、複合的な予防措置に努める。

4)来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、ゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。
- ・終演後の出演者と来場者の面会等は行わないことを周知する。

③ 公演後の対策

- ・感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整え、必要な情報提供を行う。

上記、すべての内容を参加者全員に周知徹底する。

(3) 施設管理者に関する感染防止策

劇場職員は、以下のことを実施し、感染防止に努める。

- ・平熱と比べて高い熱(平熱より1℃以上、もしくは37.5℃以上)あるいは体調に異変がある場合は、施設内には立ち入らない。
- ・カンパニーや来場者等の対応をする場合は、正しいマスクの着用を徹底する。
- ・手指消毒、咳エチケットの遵守。
- ・施設内の定期的な巡回消毒の実施。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

機関名	主体	連絡先など
帰国者・接触者相談センター (豊岡健康福祉事務所)	兵庫県	受付時間 平日:午前9時～午後5時30分 電話番号 0796-26-3660 FAX 番号 0796-24-4410
兵庫県 新型コロナ健康相談 コールセンター	兵庫県	電話番号 078-362-9980 FAX 番号 078-362-9874
厚生労働省電話相談窓口	厚生労働省	受付時間:平日・土曜・日曜日 午前9時～午後9時 電話番号 0120-565653(フリーダイヤル)

■注意事項

当ガイドラインの内容は作成当時の情報に基づいています。

当ガイドラインは江原河畔劇場利用者の皆様の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

また当ガイドラインに起因して生じた損害については、責任を負いかねますので、御了承ください。

■参考にしたガイドライン

・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(2020年12月24日改訂)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g_kaiken20201224_11.pdf

・公益社団法人全国公立文化施設協会

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和5年1月4日)

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0104covid_19.pdf

・緊急事態舞台芸術ネットワーク

「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第七版)」(令和4年12月27日)
https://jpasn.net/stage_guideline221227b.pdf